

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、当該工事に係る令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本工事は、総合評価落札方式（施工能力評価型I型）、「入札保証金等の納付が必要な工事」、「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「見積活用方式」、「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の場合の監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和7年3月14日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長

岩崎 福久

記

1. 工事の概要

（1）工事名

那珂湊運輸総合庁舎（25）建築改修その他工事

（電子入札対象案件）

（電子契約対象案件）

（2）工事場所

茨城県ひたちなか市和田町3丁目13403番2

（3）工事内容

本工事は、茨城県ひたちなか市和田町3丁目13403番2において、那珂湊運輸総合庁舎の耐震改修（津波対策）、給排水設備改修等の工事を行うものである。

敷地面積 1,977m²

1. 建物

1) 庁舎

構 造：鉄筋コンクリート造 地上3階 塔屋1階

建築面積：約 550m²

延べ面積：約1,680m²

用 途：庁舎

工事内容：耐震改修、内装改修

2. その他 工作物、外構、電気設備改修、機械設備改修、造園、取りこわし

（4）工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るために、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和7年8月1日から令和8年5月29日まで

（余裕期間：契約締結の翌日から令和7年7月31日まで）

（5）資料

①別冊図面 ②別冊現場説明書 ③別冊入札時積算数量書

- (6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」、「施工計画（簡易な施工計画）」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする工事である。詳細は入札説明書による。
- (8) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－2による。
- ①完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
 - ②建設リサイクル法対象工事
 - ③難工事施工実績評価対象工事
 - ④難工事功労表彰評価対象工事
 - ⑤見積活用方式
 - ⑥CCUS活用推奨モデル營繕工事
 - ⑦週休2日促進工事（受注者希望方式）

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち建築工事B等級又はC等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）
- (5) 別表－1の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）
- （ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造

体の耐震改修（耐震スリット施工のみの工事は除く。）工事

- (イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築
又は増築工事（躯体及び内装を含むものに限る。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。
上記（ア）又は（イ）の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事及び工事成績相互利用対象工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。
また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請するすべての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- 1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

- 2) 1人の者が、別表-1の期間に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。

（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

- (ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の耐震改修（耐震スリット施工のみの工事は除く。）工事

- (イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築又は増築工事（躯体及び内装を含むものに限る。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。

上記（ア）又は（イ）の経験が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評

定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

4) 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

(8) 施工計画（簡易な施工計画）が適正であること。

(9) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(10) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してから の営業年数が3年以上あること。

(11) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(12) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

(13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

(14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(15) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」、「施工計画（簡易な施工計画）」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回

る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を32点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②③の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記④の項目を評価して与える。
 - ①企業の技術力
 - ②配置予定技術者の技術力
 - ③賃上げの実施に関する評価
 - ④施工体制（施工体制評価点）
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) (2) ② ①②③④の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係

電話 048-601-3151 (代) (内) 2525

電子メール ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－1のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、別表－1のとおり。

(3) 申請書及び資料の提出方法、受付期限

- 1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。

なお、申請書及び資料が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

①受付期限：別表－1のとおり。

- 2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 見積価格書及び根拠資料の提出

積算に反映させるための見積価格書及び根拠資料を下記に従い提出すること。

1) 提出方法

電子メールにて提出すること。

2) 受付期限

別表－1のとおり。

3) 受付場所

関東地方整備局営繕部技術・評価課

電話 048-601-3151 (代) (内) 5453

電子メール送付先 : ktr-gihyou54@mlit.go.jp

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の受付期間、受付場所及び提出方法

①受付期間 : 別表－1のとおり。

②受付場所 : 〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館17階

関東地方整備局総務部契約課契約第二係

電話048-601-3151 (代表)

③提出方法 : 郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。受付期間内必着。）により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－1のとおり。

電子入札システムにより提出すること。

2) 開札は別表－1のとおり、関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定する。

3) これらの日時までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反

の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。詳細は入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(8) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(9) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4. 入札手続等（1）と同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. 競争参加資格（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. 入札手続等（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 2. 競争参加資格で求める施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合は、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

(13) 本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。

(14) 詳細は入札説明書による。

別表－1

本発注工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。

2. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることが できる期間	平成21年4月1日以降
2. 競争参加資格 (7) 2)	配置予定の主任（監理）技術者 の工事経験とができる期間	平成21年4月1日以降
4. 入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受 付期間	令和7年3月14日（金）から令和7年 5月21日（水）まで。 (電子入札システムの受付時間内に限 る。ただし、最終日は12時00分まで。 また、土曜日、日曜日及び祝日等（行 政機関の休日に関する法律（昭和63年 法律第91号）第1条第1項に規定する 行政機関の休日（以下「休日」とい う。））は除く。)
4. 入札手続等 (3)	申請書及び資料の受付期限 (審査基準日)	令和7年4月3日（木）まで。 (電子入札システムの受付時間内に限 る。ただし、最終日は15時00分まで。 また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (4)	見積価格書及び根拠資料の受 付期間	令和7年4月14日（月）まで。 (就業時間内（9時15分から18時00分 まで）に限る。ただし、最終日は15時 00分まで。また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (5)	入札保証金の納付に係る受付 期間	令和7年5月14日（水）から令和7 年5月21日（水）まで。
4. 入札手続等 (6)	入札の締切	令和7年5月21日（水）12時00分
	開札	令和7年5月26日（月）10時00分